

紛争下の性的暴力終焉のためのコミットメントの宣言 (仮訳)



世界中で広範に行われている武力紛争下のレイプ又は他の形態での性的暴力は、最大で、最も根絶し難い、かつ最も看過されている不正の一つである。紛争下の性的暴力は想像を絶する苦しみを負わせる。これは個人、家族及び地域社会を破壊することを目的とする。それにより、しばしば何世代にわたって、紛争及び不安定な状態が継続する。しかし、これは戦争の避けられない結果ではない。我々は、国連、その他多国間組織及び市民社会が行ってきた、この人類の悲劇を終焉させるためのあらゆる取組を称賛する。我々はこれらに対して全力で支援することをコミットする。しかし、あまりにも長きにわたって、このような罪を犯した者及び彼らを容赦した上司は処罰されずにきた。我々は、国際社会として、このような野蛮な行為を防止し、対処するために、更に多くの取組を行うことができるのであり、また、行わなければならない。

国際人道法において、武力紛争下における性的暴力の禁止が長年に亘って謳われている。性的暴力は、また、個人の人権の侵害又は侮辱の最も深刻な形態の一つとなっている。「女性・平和・安全保障」、「児童と武力紛争」及び「武力紛争下における文民保護」に関する決議を含む数多くの関連国連安保理決議に反映されているとおり、紛争下の性的暴力は、武力紛争の状況を著しく悪化させ、国際の平和と安全の回復の妨げとなり得る。我々は、ジェンダーに基づく深刻な暴力または女性及び児童に対する深刻な暴力行為を犯したり、それを促したりする中での違法な武器が果たす役割に、深刻でかつ継続した懸念を表明する。性的暴力の防止及び対応は、紛争解決、発展、持続可能な平和構築にとって不可欠である。我々は、適用可能な国際法と整合した形で、紛争下の性的暴力を助長するあらゆる要因に対処し、包括的で実行可能な安全及び司法対応を実践していかなければならない。

紛争下で行われた性的暴力は、より軽い犯罪とみなされてはならない。圧倒的多数の被害者は、彼らが耐えたことに対して決して公正な裁きをみることはなく、また、必要な援助・支援を受けることもない。我々は、予防努力の決定的な要素の一つとして、これらの罪を犯した者に対する不処罰の文化を、責任者

に裁きを与えることによって打ち砕かなければならない。犯罪者にとって、処罰されない場所はあるべきでない。我々は、臨時及び混合の国際戦犯法廷、国際刑事裁判所及び国内法廷が、紛争下の性的暴力の責任の所在を徹底させ、犯罪者を処罰することによって、不処罰を終焉させることに果たす重要な貢献を強調する。我々は、武力紛争下のレイプ又は他の形態での重大な性的暴力は、戦争犯罪であり、また、ジュネーヴ諸条約及びその第一議定書の重大な違反を構成することを想起する。

あらゆる紛争防止・解決、司法・安全保障の分野における過程及びより幅広い開発活動等において、女性及び女兒の十分な人権と基本的自由、及び女性の積極的で十分かつ平等な政治的、社会的、経済的参画を保障することは、紛争下における性的暴力を終焉させるために不可欠である。しかし、我々は、男性及び男児が、こうした暴力がその家族や共同体メンバーに対して行われるのを目撃したり、加担したりすることを強いられることから、この犯罪の犠牲者であることも認識しなければならない。我々の努力は、恥の不名誉を、こうした犯罪の犠牲者から、こうした犯罪を犯し、命令し、許してきた者へ移すことにも役立つものでなければならない。

したがって、我々は、これらの犯罪についての認識を高め、現存する不処罰に挑戦し、犯罪者たちの責任を問い、犠牲者により良い支援をし、紛争下における性的暴力を予防し、それに対応するための能力構築のための国内及び国際的努力を支援すべく、さらなる取組を行うことを約束する。我々は以下を行うことを決意した。

- 紛争や人道上の緊急事態における初期段階からあらゆる段階を通じて、性的暴力の防止及び対応努力が優先され、適切に資金提供が為されることを確保する。
- 紛争下の性的暴力の長期的影響に対処するための健康面や心理社会面でのケアを含む、より良い、時宜にかなった包括的な支援やケアを、女性、男性

及び子供の犠牲者，並びに性的暴力の結果生まれた子供を含む犠牲者の家族に対し，提供する。

- 全ての和平・紛争調停プロセスにおいて，紛争下の性的暴力犯罪を予防し，対応し，減少させる必要性が明示的に認識され，そのような犯罪を恩赦条項から除外する必要性が強調されることを確保する。
- 全ての政治，統治及び治安組織，及び和平交渉，平和構築，予防と責任の所在を明確にする努力を含むあらゆる意思決定過程への女性の十分な参加を，国連安保理決議第 1325 号に関する「行動計画」がこの点において重要な役割を担っていることを認識し，促進する。また，そうした過程において女性及び子供のニーズ及び権利が十分に考慮に入れられることを確保する。
- 武力紛争下の性的暴力に取り組む国連の努力を強化し，紛争下の性的暴力に対する UN アクションの議長である「紛争下の性的暴力」に関する事務総長特別代表に対し，更なる支援を行う。
- 和平交渉，平和維持及び平和構築の取組において，武力紛争下の性的暴力を防止し，それに対応する地域機関の努力を強化し，支援する。
- 紛争の影響を受けている国が，紛争下における性的暴力を防止し，それに対応し，女性や児童のニーズと権利を十分に考慮した治安分野・司法制度改革プログラムを策定し実施する能力を強化していくことを支援する。
- 犯罪者に責任を取らせ，被害者への対応・支援，司法制度へのアクセスを改善しようとする国の能力を構築するため，受け入れ国，国連及び他の国際機関の要請により，各国及び国際的な専門知識の活用を支援する。
- 紛争下における性的暴力の防止・対応がさらに効果的なものとなるよう，自国の軍隊及び警察の方針や訓練が国際法に則した内容となることを確保する。
- 国内外の取組を周知するよう，紛争下で行われた性的暴力行為に関連する，安全で倫理的な情報・証拠収集を促し，改善する。

- 報復を恐れることなく、紛争下における性的暴力事案の実情調査や、書類作成が行われるよう改善し、また司法にアクセスするための被害者の能力強化に取り組む為の女性団体、人権擁護者をはじめとする市民社会組織の努力を促し、支援し、そして保護する。
- 紛争下の性的暴力についての証拠書類作成及び捜査に関する国、地域、国際レベルでの国際的プロトコールを2014年に向けて策定することを支持し、促す。

我々は、協働し、知識と経験を共有し、資源を動員し、グローバルに政治的にコミットを行うことで、レイプや他の形態の性的暴力が戦争の武器として使われることを終焉させることを決意した。この犯罪がこれ以上続くことを許してはならない。今こそ行動の時だ。